

令和元年5月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和元年5月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和元年5月8日（水）午後2時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第4号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について
 - 5 報告第6号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
 - 6 議案第5号 市川市教育振興審議会への諮問について
 - 議案第6号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
 - 議案第7号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第8号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
 - 議案第9号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 議案第10号 令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
 - 議案第11号 令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について
 - 議案第12号 令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
 - 7 報告第7号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
 - 報告第8号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
 - 8 その他
 - 9 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第4号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について
 - 2 報告第6号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について

- 3 議案第5号 市川市教育振興審議会への諮問について
 議案第6号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
 議案第7号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
 議案第8号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
 議案第9号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
 議案第10号 令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
 議案第11号 令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について
 議案第12号 令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
- 4 報告第7号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
 報告第8号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
- 5 その他 (1) 令和元年度中学生海外派遣事業について
 (2) 平成31年4月定例教育委員会における「ストレスチェック」への回答の訂正について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	松尾	順子
生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部長	小倉	貴志
教育施設課長	鎌形	秀昭
青少年育成課長	田中	英一
社会教育課長	笈川	孝之
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	鈴木	孝弘

学校安全安心対策担当室長	石田	清彦
指導課長	石井	辰治
就学支援課長	福田	雅人
保健体育課長	田中	成志
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	早川	淳子
スポーツ課長	小島	信也

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
〃	副主幹	須志原	みゆき
〃	主 査	菅原	大基
〃	主 査	新田	伸子
〃	主 任	大島	裕美
〃	主 任	加澤	俊

○教育長

ただいまから、令和元年5月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案9件、報告3件、その他2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第10号「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」、議案第11号「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」、議案第12号「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」、報告第8号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、島田由紀子委員、大高究委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、島田由紀子委員を指名いたします。島田由紀子委員、お願いいたします。

○島田由紀子委員

それでは、「議案」に入ります。議案第4号「市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○スポーツ課長

はい、スポーツ課でございます。議案第4号「市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について」ご説明させていただきます。1ページをご覧ください。本審議会の委員につきましては、平成30年11月1日から令和2年10月31日までの2年間で任期として委嘱しております。3ページをご覧ください。この度、任期中の委員について、関係行政機関である千葉県小・中学校体育連盟 市川・浦安支部の委員長の改選があったため、現委員の戸板長俊委員を解嘱し、市長が新たに委員を委嘱することに関しまして、ご意見を伺うものでございます。委嘱する委員につきましては、関係行政機関である千

葉県小・中学校体育連盟 市川・浦安支部の改選後の委員長である河合滋氏を、新たな委員として選任させていただくものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○島田由紀子委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。文化スポーツ部におかれましては、このあと会議があると伺っております。どうぞご退席ください。

【文化スポーツ部職員、退席】

○島田由紀子委員

続きまして、説明の都合上「報告」に入ります。報告第6号「教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について」を説明してください。

○教育長

はい、教育長です。報告第6号について、ご説明いたします。教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況について、教育委員会への報告を行う必要がありますことから、教育委員会が行う点検・評価に関わる議案第5号の審議に入る前に、報告をさせていただきます。なお、報告は、第2期市川市教育振興基本計画に基づく、平成30年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について、議案第5号の「別冊1 教育委員会点検・評価報告書案」をお示しすることにより、行わせていただきます。また、内容の詳細は、議案第5号のご審議をいただく際に、担当課からご説明申し上げます。それでは、平成30年度の状況を大まかに申し上げます。別冊1の2ページ、3ページをご覧ください。「評価結果一覧」でございます。第2期計画の施策について、2ページにわたり、平成30年度の評価をまとめております。○を記した施策は、「施策の実現が図られてきている」、または、「施策の実現がおおむね図られてきている」と評価した施策、△は、「施策の実現が図られてきているとはいえない」と評価した施策であります。施策は全部で41ありまして、そのうち、平成30年度は△の施策が1つでありました。「施策3-2-2 子どもや保護者を支援する体制の充実」につきまして、施策の実現が図られてきているとはいえないと評価いたしました。詳細についてご説明いたします。66ページ、67ページをご覧ください。施策の成果指標は二つあります。「不登校児童生徒の出現率」と、『「学校は相談しやすい』と回答する保護者の割合」でございます。どちらの指標も目標値には届いていない状況でありますことか

ら、個に応じたさらにきめ細かな対応を行ってまいります。また、開かれた学校づくりを進め、保護者が相談しやすい雰囲気となるよう、努めてまいりますと考えております。私からの報告は、以上でございます。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第6号を終了いたします。続きまして、「議案」に入ります。議案第5号「市川市教育振興審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○生涯学習部次長

はい、生涯学習部次長です。議案第5号「市川市教育振興審議会への諮問について」ご説明いたします。議案の6ページをご覧ください。はじめに、諮問理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項におきまして、教育委員会は、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないこと、そして、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするのが規定されております。このため、平成30年度の点検・評価について、市川市教育振興審議会に意見を求めるため、諮問するものでございます。7ページをご覧ください。こちらが諮問書でございます。続きまして、右上に別冊1と記載された冊子、「教育委員会点検・評価報告書案」をお手元をお願いいたします。こちらは、教育振興審議会への諮問資料となるものですが、現状では、教育委員会事務局が行った点検・評価であります。本日は、この報告書案を「教育委員会の案」として審議会に諮問することについて、委員の皆様にご審議いただくものでございます。修正すべき点等がある場合はそれを反映させたいと、審議会に諮問させていただきます。それでは、教育委員会事務局における点検・評価の結果について、ご説明させていただきます。別冊1の表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。この点検・評価を行う目的は、効果的な教育行政の推進、市民への説明責任、そして、本市教育の一層の振興を図ることでございます。点検・評価の対象は、第2期市川市教育振興基本計画に掲げる41の施策で、各施策の取組状況や成果指標の現状を総合的に勘案し、施策の進捗状況と対応をそれぞれ教育委員会事務局におきまして検討いたしました。本日の説明方法ですが、まず基本的方向1についてご説明し、ご意見を集約した後、基本的方向2、基本的方向3という流れで進めさせていただきます。そして、基本的方向3が終わりましたら、教育振興審議会に諮問してよろしいか、ご審議いただきたく存じます。なお、時間が限られておりますので、説明箇所は、前回の点検・評価からの変更点と、「施策の実現がおおむね図られてきている」と評価した施策のうち補足説明が必要と思われる箇所とさせていただきます。まず、変更点は

二つございます。別冊1の6ページをお願いいたします。「1-1-1 人と関わる力を身に付ける活動の充実」でございます。一つ目の変更点は、成果指標の数値について、小学5年生と中学2年生を対象に行った調査の場合は、平成30年度の数値に加え、3年前の小学5年生の数値を併記したことでございます。これにより、学年固定の比較とあわせて、当該集団の経年比較ができるようになっております。平成30年度の欄のかっこ書きが今回新たに追加した部分でございます。成果指標1「進んで挨拶をすると回答する児童生徒の割合」を見てみますと、平成27年度、小学5年生のときは90%が「進んで挨拶をする」と回答していましたが、その集団が中学2年生になりますと、その回答が87%になったということでございます。二つ目の変更点は、同じく6ページ、それぞれの成果指標の下に記載している「現状分析」についてと、7ページの「2. 施策の進捗状況」についてでございます。今回の報告書案では、「2. 施策の進捗状況」となっている文言は、前回までは、「施策の現状・課題」としておりました。しかし、6ページの、「現状分析」は課題等を含めて記載をしておりますことから、文言と内容をあわせるために「施策の進捗状況」に変更いたしました。また、「現状分析」は、審議会の審議に使用する報告書案には記載しておりましたが、最終的な点検・評価報告書として公表する際は記載しないでおりました。しかし、市民への説明責任を一層果たすため、今回からは「現状分析」を最終的な点検・評価報告書にも記載したいと考えております。なお、現在記載しています現状分析の横の所管名は最終的な報告書には記載しないこととしたいと考えております。次に、「基本的方向1 子どもの姿」についてご説明いたします。30ページ、31ページをご覧ください。「施策1-4-4 防災教育の推進」でございます。成果指標は二つあります。31ページのグラフを見ますと、「災害発生時に、自分の身の回りでどのような場所が危ないか知っている」と回答する児童生徒の割合が減少傾向にあり、身の回りの危険な場所の把握が万全であるとはいえないものの、もう一つの指標「災害発生時に、自分の命を守るためにどのような行動をとれば良いか知っている」と回答する児童生徒の割合は一定程度を保っておりますことから、「施策の実現がおおむね図られてきている」といたしました。こちらの施策は第3期市川市教育振興基本計画にも位置付けておりますことから、「家庭・地域と連携を図りながら、施策『防災教育の推進』をさらに進め、適切な判断力・対応力の育成に努める。」といたしました。「基本的方向1」についての説明は以上です。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。続いて、「基本的方向2 家庭・学校・地域の姿」についてお願いします。

○生涯学習部次長

続きまして、「基本的方向2 家庭・学校・地域の姿」についてご説明いたし

ます。42ページ、43ページをご覧ください。「施策2-2-1 教職員の指導力の向上」でございます。二つある成果指標のうち、研修に関する指標の数値は伸び悩んでいるものの、「授業の内容がわかる」と回答する児童生徒の指標が微増傾向にあることから、「2. 施策の進捗状況」は、「施策の実現がおおむね図られてきている。」といたしました。各学校においては、わかる授業を目指して板書の工夫や学習課題の明示を行ったり、各校で研修会を行ったりするなど、意識の高まりが見られます。しかし、児童生徒の否定的な回答の中でも「わからない」との回答が一定割合ありますことから、個に応じた対応が必要と考えております。こちらの施策は第3期計画にも位置付けておりますことから、引き続き、施策をさらに進め、教職員全体の資質・能力の向上を図ってまいります。「基本的方向2」についての説明は以上です。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。続いて、「基本的方向3 市川の教育の姿」についてお願いします。

○生涯学習部次長

続きまして、「基本的方向3 市川の教育の姿」についてご説明いたします。76ページ、77ページをご覧ください。「3-3-4 いじめ、暴力行為などへの対応の強化」でございます。成果指標を見ますと、いじめの解消率が平成29年度と比べ低下しております。これは、いじめの解消率が、当該年度の1月から3月に認知された事案は、いじめが解消している状態が相当の期間、3か月が目安とされておまして、それを継続しているとは言い難いことから、「解消しているもの」に計上しないこととなったことが影響しているものと考えております。このため、77ページの「2. 施策の進捗状況」は、「施策の実現がおおむね図られてきている。いじめの解消率は減少しているが、解消が図られていない案件は、経過観察中か対応中のものである。」といたしました。そして、「3. 対応」は、「次期計画においても、家庭や地域との連携を図りながら施策の推進を図り、学校が組織的に対応できるように支援していく。また、全児童生徒が、いじめはどんな理由があってもいけないという思いを持ち、いじめを根絶できるよう、個々に目を向けた対応に努める。」としております。「基本的方向3」についての説明は、以上です。最後に、今後の予定について申し上げます。本日のご意見を踏まえ、この報告書案を教育委員会のものとして、5月13日に教育振興審議会に諮問させていただきます。そして、6月定例教育委員会にて、委員の皆様にご報告をさせていただきます。改めて報告書案についてご審議いただきます。その後、報告書の公表となります。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成

の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○島田由紀子委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第6号「市川市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

はい、社会教育課長です。議案第6号「市川市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案8ページをお願いいたします。公民館運営審議会は公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するもので、社会教育法第29条に基づき市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条第1項に規定されております。本案は、市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条第3項に定められた2年間の任期が、本年6月5日をもって満了となることから、委員10名の委嘱を提案させていただくものです。新たな任期につきましては、令和元年6月6日から令和3年6月5日までの2年間となります。委員の皆様につきましては、9ページのとおりです。「市川市公民館運営審議会委員の委嘱について」のご説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○島田由紀子委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第7号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。議案第7号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」の説明をさせていただきます。議案の10ページをご覧ください。はじめに提案理由について説明させていただきます。本市では、学力が優良でありながら、経済的な理由等により、高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対し、教育の機会均等を図ることを目的として、奨学資金制度を実施しておりますが、奨学生の選考等につきましては、教育委員会の諮問機関として、「市川市奨学生選考委員会」を設置し、ご審議いただいているところでございます。当該選考委員会の委員数につきましては、市川市奨学資金条例第10条第1項の規定によりまして、8名とされており、任期につきましては同条第2項の規定によりまして、2年とされております。これら8名

の委員のうち、公立の高等学校の関係者より委嘱されている委員、いわゆる第2号委員から、辞任の申出があったことから、当該委員の解嘱をお諮りし、併せて新たな委員の委嘱について提案させていただくものでございます。次に委員の候補者について説明させていただきます。議案の11ページをご覧ください。千葉県高等学校長協会市川浦安地区に対しまして、奨学資金制度の趣旨を理解し、奨学生の選考にご協力いただける方の推薦を依頼いたしましたところ、第2号委員である公立の高等学校の関係者として、千葉県立国分高等学校校長高野義幸様の推薦をいただいたところでございます。任期につきましては、市川市奨学資金条例第10条第3項の規定によりまして、前任者の残任期間とされておりますことから、高野委員につきましては、令和元年11月30日までとなります。説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○島田由紀子委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第8号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。議案第8号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明いたします。別冊2の1ページをご覧ください。本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、「学校運営協議会」を設置するにあたり、新たに委員を任命する必要があることから、提案をさせていただくものでございます。主な理由といたしましては、教職員の定期人事異動や4月の時点では決定されておりませんでした自治会やPTAより選出される委員の予定者が、総会等により、決定されたことによるものでございます。また、それに合わせ、辞任の申出のあった委員につきましては、解任の提案をさせていただいております。なお、引き続き候補者を選定中の学校・園につきましては、6月の定例教育委員会で提案させていただく予定でありますので、よろしく願いいたします。以上、「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成

の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○島田由紀子委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第9号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案第9号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。資料は13ページから14ページでございます。提案の理由でございますが、委員の任期満了に伴い、市川市教育支援委員会条例第3条および第4条で定めるように、専門医師6名、学識経験者3名、特別支援教育関係者4名の合計13名を新たに委嘱するものでございます。昨年度から引き続き委嘱する方が8名、今年度より新規委嘱する方が5名となっております。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○島田由紀子委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして「報告」に入ります。報告第7号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。報告第7号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の15ページから21ページをお願いいたします。委員候補者が未決定でありました曾谷小学校、大町小学校、東国分中学校において、新たに委員として任命をする必要があったことから、ご報告をさせていただくものです。また、それに合わせ、辞任の申出のあった委員につきましては、解任の報告をさせていただいております。この3校につきましては、5月の定例教育委員会以前に学校運営協議会が開催され、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、本日、ご報告をさせていただきます。以上、「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」ご説明をさせていただきました。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようで

すので、報告第7号を終了いたします。続きまして、「その他」に入ります。
その他(1)「令和元年度中学生海外派遣事業について」を説明してください。

○指導課長

はい、指導課長です。令和元年度中学生海外派遣事業につきまして、ご説明いたします。中学生の国際理解教育の一環として毎年実施しており、今年度もドイツ連邦共和国ローゼンハイム市へ7月21日(日)から8月1日(木)の12日間の日程で実施いたします。ドイツへの派遣は、今回で17回目となり、学習効果を高めるため、ドイツの生徒と共通のテーマを設定し、それぞれの国の違いを学ぶプログラムといたしております。派遣生徒たちはドイツの家庭でのホームステイや現地学校での体験、名所旧跡などの異文化を「見て、触れて、感じる」ことにより、国際感覚の育成につながるものと考えております。現在、第一中学校の林直也校長を団長とした引率教員3名と市内公立中学校・義務教育学校の派遣生徒16名について、最終調整中でございます。派遣を終えましたら、改めてご報告させていただきます。以上でございます。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、その他(1)を終了いたします。次に、その他(2)「平成31年4月定例教育委員会における『ストレスチェック』への回答の訂正について」を説明してください。

○保健体育課長

はい、保健体育課長です。4月に開催された定例教育委員会において、議案第1号「市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の一部改正について」の説明に対する平田委員の質問への回答に一部誤りがあったので訂正いたします。前回ご説明申し上げたとおり、「ストレスチェック」は学校に勤務するすべての職員を対象に行われ、その中で高ストレスを抱えている職員に対して結果を通知し、希望する者には面接を実施するものです。説明後の平田委員の質問に対して、「高ストレスを通知した85名のうち、面接を実施したものは5名」と回答いたしましたが、「2名」に訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、その他(2)を終了いたします。続きまして、非公開の審議に入ります。

○教育長

これより、議案第10号、議案第11号及び議案第12号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、傍聴人及び指定する方以外は退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、指導課長、以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 傍聴人及び指定職員以外退席】

○島田由紀子委員

議事を再開いたします。議案第10号「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

はい、指導課長でございます。議案第10号「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」ご説明申し上げます。お手元の別冊3の1ページから6ページをご覧ください。教科書の採択につきましては、公立学校で使用する教科書にあつては、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会が権限を有することとなっております。市川市は浦安市との2市による共同の採択地区を千葉県教育委員会より設定されており、この2市の教育委員会が同一の教科書を採択するため葛南西部採択地区協議会を開催し協議を行うこととなっております。この協議会の運営に関する規約に関しましては、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第1項第5号に基づき、本日提案するものでございます。なお、本年度は令和2年度使用の教科用図書のうち、小学校用教科用図書及び特別支援学校用、特別支援学級用教科書（学校教育法附則第9条の規定による一般図書）の採択を行うものでございます。以上でございます。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○島田由紀子委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第11号「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

はい、指導課長でございます。議案第11号「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」ご説明申し上げます。教科書採択にあたりましては、協議会の事務の執行に要する経費が発生いたします。この経費の内訳は会議費、委員報償費、研究調査費、研究調査報告書作成費、事務局費でございます。この経費は葛南西部採択地区となる市川市と浦安市が負担することとなっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第1項第5号に基づき、本日提案するものでございます。つきましては、先に議決いただきました令和元

年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第15条の規定に基づき、採択地区協議会事務経費予算案を別紙のとおり提案させていただきます。以上でございます。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○島田由紀子委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

○教育長

それでは、次に、議案第12号に入りますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私と山元委員は、一旦退席いたします。この退席により会議の定足数が不足となりますが、同条第3項ただし書きの規定により、議決をすることができますことを申し添えます。

【暫時休憩 田中教育長・山元委員退席】

○島田由紀子委員

議事を再開いたします。議案第12号「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○指導課長

はい、指導課長でございます。議案第12号「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」ご説明申し上げます。採択地区協議会において教科用図書を採択するための協議を行う際に、教育委員会の権限と責任が十分に反映されるように配慮する必要があることから、教育委員会は採択地区協議会の委員を選任することとなっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第1項第5号に基づき、本日提案するものです。つきましては、先に議決いただきました令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第5条第2項の規定に基づき、市川市の委員6名を別紙のとおり提案させていただきます。なお、No.6は、決定次第、葛南西部採択地区協議会委員としてご報告いたします。以上でございます。

○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○島田由紀子委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、田中教育長、山元委員に入室していただきます。

【田中教育長・山元委員再入室】

○島田由紀子委員

ただいま審議が終わり、「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」可決いたしました。それでは、指導課からの申出がございましたので非公開議案を回収いたします。

○教育長

続きまして、報告第8号に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、義務教育課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

【報告第8号 非公開部分】

【職員再入室】

○教育長

これをもちまして、令和元年5月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時50分閉会)